

## 文教大学越谷藍蓼祭実行本部規約

### 第1条 (名称および事務所)

本部は文教大学越谷藍蓼祭実行本部と称し、事務所を埼玉県越谷市南荻島 3337 番地の文教大学越谷キャンパス内に置く。

### 第2条 (本部の目的)

本会は藍蓼祭を企画、運営し各参加団体を取りまとめ、学生間の親睦を図るとともに、藍蓼祭を成功させることを目的とする。

### 第3条 (本部役員の資格)

文教大学越谷キャンパス全学生の中で自ら志望する者を本部役員とする。

### 第4条 (役員の構成)

本会は以下を中心に構成される。

本部長 1名

副本部長 2名以下

参団・企画・渉外・編集・財務・保全局長 各1名

### 第5条 (役員の任務)

本部役員は次の任務を行う。本部長は本部を代表し全体を掌握する。副本部長は本部長を補佐し本部長に事故ある時はこれを代行する。各局長は局員をまとめ仕事を遂行する。

### 第6条 (役員の解任)

本部役員の解任は自ら申し出て、本部長の承認を必要とする。

### 第7条 (財政)

本部の財政は学友会によって割りあてられる学友会費およびその他の収入をこれにあてる。

2 決算にて繰越金等を将来の活動のために活動基金として蓄えることができる。

### 第8条 (会計年度)

本部の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第9条 (顧問)

本部には顧問を置く。

### 第10条 (規約改正)

規約改正は本部役員により発議され、本部役員の2/3以上の賛同を得た後、学友会総会での承認で決定する。

## 附 則

この規約は平成8年6月15日より施行する。

この規約は平成11年6月18日より施行する。